

京都市建設局所管の都市公園における所有者等のない動物（野良猫等）への給餌に係る取扱基準

所有者等のない動物（野良猫等）への不適切な給餌は、公園利用者や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、京都市都市公園条例第5条第10号の「公園の利用及び管理に支障がある行為」に該当するため、建設局所管の都市公園における給餌について、以下のとおり、取扱基準を定めるものである。

1 野良猫の場合

以下の要件を全て満たす場合に限り、給餌を認める。

- (1) 京都市まちねこ活動支援要綱第5条第2項に基づき、「まちねこ活動」を行う団体として登録を受けること。
- (2) (1)の登録において、当該公園に公園愛護協力会がある場合は、同会の会長の同意を得ること。
- (3) 計画的に避妊去勢手術等を行い、公園の野良猫の減少を図ること。
- (4) 餌やふん尿の清掃等を行い、公園の清潔保持に努めること。
- (5) 公園利用者や周辺住民から苦情がないように活動すること。苦情が出た場合は速やかに対応し、苦情を解消させること。
- (6) 京都市まちねこ活動支援要綱第12条で定める「まちねこ活動状況報告書」の写しを公園管理者に提出するとともに、(3)、(4)、(5)について、公園管理者からの求めに応じて、状況を報告すること。

2 その他の動物の場合

ハトやカラス等、野生鳥獣への給餌は、ふんや鳴き声等により、公園利用者や周辺住民に被害を及ぼすおそれがあるため、禁止する。

附 則

- 1 この基準は、令和3年8月1日から施行する。